

公 示

(令和7年度塩屋新田外堤防除草作業について)

次のとおり公示します。

なお、本入札に係わる落札及び契約締結は、当該作業に係わる令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和7年3月18日

北陸地方整備局

高田河川国道事務所長 安達 志郎

1. 委託概要

- (1) 委 託 名 令和7年度塩屋新田外堤防除草作業
- (2) 委託内容 高田河川国道事務所が管理する関川水系関川（新潟県上越市大字塩屋新田～同市大字藤野新田地先（関川右岸2.0～3.8K付近））における堤防除草を河川法第99条に基づき、河川協力団体、一般財団法人又は一般社団法人（以下、「河川協力団体等」という。）に委託するものである。
- (3) 委託場所 新潟県上越市大字塩屋新田～同市大字藤野新田地先
- (4) 委託期間 契約締結の翌日から令和7年11月28日

2. 委託先となる河川協力団体等の要件

申請資料を提出しようとする河川協力団体等は、以下の要件を満たしているものとする。

- (1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。
- (2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有する者であること。
- (3) 当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 委託先の選定

申請資料をもとに審査を行い、委託先を選定するものとする。

- (1) 上記2. に規定する要件及び河川協力団体にあつては指定の有無、一般社団法

人、一般財団法人にあっては、河川協力団体指定準則第4（一、四、五、七）に規定する内容を審査する。

(2) (1)に規定する審査を行った結果、委託先として適切と判断された河川協力団体等については、説明書に規定する活動実績及び活動実施体制について、採点を行う。

(3) 審査及び採点の結果、複数の河川協力団体等が選定された場合には、選定された団体数に応じて委託場所を分割し委託する。

4. 手続き等

(1) 担当部局

〒943-0847 新潟県上越市南新町3番56号

北陸地方整備局 高田河川国道事務所 河川管理課

電話 025-521-4550

FAX 025-526-7431

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

1) 交付期間：令和7年3月18日（火）から令和7年4月4日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

2) 交付場所：北陸地方整備局 高田河川国道事務所 2階 河川管理課内
〒943-0847 新潟県上越市南新町3番56号

3) 交付方法：手渡しにより交付する。

(3) 委託先選定のための申請資料の提出期間、場所及び方法

1) 提出期間：令和6年3月19日（水）から令和7年4月7日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

2) 提出場所：(2)2)と同じ。

3) 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出すること。

5. その他

(1) 委託費は実費相当額とし、委託先として選定された河川協力団体等と委託費に関する協議を行い、協議書の締結をもって委託するものとする。

また、協議書の締結後に別途、契約担当官と委託先として選定された河川協力団体等との間で委託契約を締結するものとする。

(2) 提出された申請資料は返却しない。

(3) 詳細は説明書による。

以上